

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和5年第10回選挙管理委員会臨時会
- 2 開 催 年 月 日 令和5年8月24日（木）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時10分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
選挙管理委員会事務局長補佐 鈴木 勝憲
- 9 付 議 事 件 ○議案第37号 投票管理者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第38号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第39号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第40号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて
○議案第41号 投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を求めることについて

- 議案第42号 選挙人名簿から抹消すべき者について
- 議案第43号 選挙人名簿に登録すべき者について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長

開会

- (議案第37号 投票管理者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて)
- (議案第38号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて)
- (議案第39号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて)
- (議案第40号 期日前投票所の投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて)
- (議案第41号 投票立会人の選任の専決処分に関し、承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読（5件を一括審議）

- 投票区投票所の投票管理者、投票立会人、期日前投票所の投票管理者、その職務を代理すべき者、投票立会人につきましては、8月3日の選挙管理委員会で提案し、承認いただいているところですが、その後、選任した者の都合等により変更が生じたので、選任通知等の事務手続きを進める必要があることから、専決処分をさせていただいたものであります。議案第41号につきましては、8月3日の委員会の時点において、投票立会人が決まっていなかった投票所について選任いたしましたので、こちらも選任通知等の事務手続きを進める必要があることから、専決処分をさせていただいたものであります。
- 議案第37号につきましては、投票区投票所の投票管理者の変更となります。一関第2投票区、藤沢第2投票区について、変更したものでございます。
- 議案第38号につきましては、投票立会人の変更となります。一関第7投票区について、変更したものでございます。
- 議案第39号につきましては、期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の変更となります。一関市役所の8月22日と8月30日の投票管理者について、それから千厩支所の8月30日と9月1日の投票管理者の職務代理者について、それからイオンスーパーセンター一関店の9月2日の投票管理者について、それぞれ変更したものでござ

います。

- 議案第40号につきましては、期日前投票所の投票立会人の変更となります。藤沢支所の8月31日の投票立会人について、変更したものでございます。
- 議案第41号につきましては、投票立会人の選任となります。一関第24投票区については、8月3日の時点で選任することができませんでしたが、2名を選任したものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第42号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第43号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

- 議案第42号につきましては、公職選挙法第28条の規定により、令和5年8月24日現在において、死亡した者及び転出後4箇月を経過した者を抹消しようとするものです。

議案第43号につきましては、岩手県選挙管理委員会が定めた県議会議員選挙の選挙人名簿の登録基準日である8月24日現在において住所要件を満たす者を登録しようとするものです。

令和5年8月16日現在の選挙人名簿登録者数は男45,506人、女48,582人の合計94,088人であります。ここから8月23日までの死亡者、8月24日までに転出後4箇月を経過した者を抹消し、住所要件を満たす者を登録するものです。抹消者については、死亡した者、男14人、女23人の合計37人、転出後4箇月を経過した者、男22人、女17人の合計39人、合わせまして男36人、女40人の合計76人であります。新規登録者については、年齢要件の登録は投票日が基準となるため、8月16日に登録済みでありますので、住所要件として5月24日以前に住民票が作成された者、男13人、女13人の合計26人あります。

今回の抹消及び登録によりまして、令和5年8月24日現在の名簿登録者数は、男45,483人、女48,555人の合計94,038人となります。

参考としまして、地方自治法に規定する直接請求の際に必要な署名数等を記載しております。24ページには8月16日現在の選挙人名簿登録者数、今回の選挙人名簿登録者数をそれぞれ地域別に記載をしております。25、26ページにつきましては投票区別の選挙人名簿登録者数を記載しております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会